

定例監査の結果

1 監査の期間

平成27年4月30日から平成27年5月25日

2 監査の対象

(1) 対象部課

消防本部総務課、予防課及び消防署（本署・西分署・一色分署・吉良分署・幡豆分署）

(2) 対象期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 総務課

ア 土地賃貸借契約において、自動更新条項が規定されているものがあった。民法上の契約は成立するものの、地方自治法第232条の3の規定により、予算の裏付けのない契約は締結できないとされており、会計年度独立の原則からも適正な処理とは言えない。今後は長期継続契約も考慮した上で契約を締結されたい。

イ 公印の使用について、決裁済文書の公印欄に保管者の押印もれがあった。また、公印使用簿に記載せずに公印を使用しているものがあった。公印の重要性を認識し西尾市公印規則に則った事務処理をされたい。

ウ 外部記憶媒体（USBメモリ）取扱いについて、施錠可能な場所に施錠して保管されていないものや、使用記録簿に記載のないもの、不要となったデータが消去されていないなどの取扱いが見受けられた。西尾市USBメモリ等外部記憶媒体取扱い実施手順により適切な管理をされたい。

(2) 予防課

ア 圧縮アセチレンガス等の取扱い開始届出書について、圧縮アセチレンガス等を貯蔵又は取扱う者は、あらかじめ消防長又は消防署長に届け出ることになっているが、貯蔵又は取扱い開始後に届け出されていた。また、喫煙等の使用承認申請書についても、行為開始後に届け出されていた。消防法第9条の3又は西尾市火災予防条例第28条第1項の規定により適正な事務処理をされたい。

イ 外部記憶媒体（USBメモリ）取扱いについて、使用記録簿を作成せずに使用していた。また、施錠可能な場所に施錠して保管されていないものや、不要となったデータが消去されていないなどの取扱いが見受けられた。西尾市USBメモリ等外部記憶媒体取扱い実施手順により適切な管理をされたい。

(3) 本署

ア 外部記憶媒体（USBメモリ）取扱いについて、使用記録簿を作成せずに使用していた。また、施錠可能な場所に施錠して保管されていないものや、類推されやすいパスワードの設定、不要となったデータが消去されていないなどの取扱いが見受けられた。西尾市USBメモリ等外部記憶媒体取扱い実施手順により適切な管理をされたい。

(4) 西分署

ア 外部記憶媒体（USBメモリ）取扱いについて、類推されやすいパスワードの設定となっていた。西尾市USBメモリ等外部記憶媒体取扱い実施手順により適切な管理をされたい。

(5) 一色分署

ア 外部記憶媒体（USBメモリ）取扱いについて、使用記録簿を作成せずに使用していた。西尾市USBメモリ等外部記憶媒体取扱い実施手順により適切な管理をされたい。

(6) 吉良分署

なし

(7) 幡豆分署

ア 外部記憶媒体（USBメモリ）取扱いについて、使用記録簿を作成せずに使用していた。西尾市USBメモリ等外部記憶媒体取扱い実施手順により適切な管理をされたい。